

○防衛省告示第二百十一号

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）第八十七条の規定に基づき、漁船の操業の制限等に  
伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期をそれぞれ次のように定める。

令和三年九月十五日

防衛大臣 岸 信夫

漁船の操業を制限し、又は禁止した 区域の名称	損失補償を行う期間	損失補償申請書を提出すべき時期
静内対空射撃場水域 （北海道日高郡新ひだか町静内浦和 地先） （令和三年防衛省告示第二百二十四 号）	令和三年六月一日から同年 九月二十五日まで	令和三年九月二十六日から同年十 二月二十五日まで